

コンプライアンス・危機管理のための 刑事手続の基礎知識

～捜査を受けたら？告訴するには？企業法務・危機管理における
刑事手続の基礎と刑事事件への対応を元検事が解説～

さとうひろゆき

講師

佐藤浩由

氏

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士

販売期間 2026年1月31日（土）まで

（2025年11月6日（木）収録：約2時間）

■このセミナーは収録したセミナーを動画配信でご視聴いただけます。視聴期間は2週間です。
■参加費をお振込みいただいた後に、配信ページ URL とログイン情報をメールでお送りします。

企業活動において、「刑事事件」や「刑事手続」に関わることは極めて稀な事態であると思われがちですが、企業法務やコンプライアンスにおいて、企業が刑事手続に関わる機会は決して少なくありません。

例えば、企業活動に関わる多くの規制法には刑事罰が設けられており、違反が生じた場合、刑事事件化のリスクを踏まえた当局対応等を行う必要があります。

役職員が交通事故や個人的行為により検挙されれば、使用者である企業も対応を迫られますし、企業自身が違法行為に関わってしまった場合はもとより、役職員が個人的に刑事事件を引き起こした場合にも、企業が捜索差押を受けたり、他の役職員が事情聴取等の捜査を受ける可能性もあります。

また、役職員が企業内において横領や背任、営業秘密の持出し等の不正を行った場合には、企業は刑事事件の被害者となり、当該役職員に対する刑事告訴等を行い、警察等に捜査を求めることになります。インターネット上の名誉毀損や誹謗中傷等に対して、刑事告訴を検討すべき場合もあります。

さらに、セクハラやパワハラ、カスハラなどのハラスメントが刑事事件化することも珍しくありません。

このように、刑事手続は様々な形で企業活動に甚大な影響を及ぼしますが、企業法務・コンプライアンスにおける危機管理として、刑事事件や捜査機関対応の知識、ノウハウを有する企業、弁護士は極めて稀です。

そこで、元検事の企業法務弁護士が、企業法務・危機管理・コンプライアンスの視点から、刑事手続の基礎を解説するとともに、各類型における企業の対応について解説します。

1. はじめに－企業活動における刑事手続との遭遇

(1) 企業はどのようにして「刑事手続」に関わることになるのか？

(2) 企業が刑事事件に巻き込まれるとどうなるのか？

2. 企業と刑事法－企業活動における刑事事件の類型

(1) 企業内における役職員による不正・不祥事

(2) 役職員個人による企業活動と関係のない犯罪

(3) 企業活動に関連した役職員の違法・不正行為

(4) 企業による違法・不正行為

(5) 第三者による被害について処罰を求める場合

3. 刑事手続の概要

(1) 刑事手続の全体像

(2) 捜査－捜査開始・任意捜査・捜索差押・逮捕・起訴

(3) 公判（刑事裁判）

4. 企業や役職員が「被疑者」となった場合－刑事手続における危機対応

(1) 任意捜査への対応

(2) 捜索差押・逮捕勾留への対応

(3) 捜査協力と起訴・厳罰回避に向けた対応方法 など

5. 企業や役職員が「被害者」となった場合－立件・起訴を目指す刑事告訴

受理・起訴してもらえる告訴の持っていく方 など

【講師紹介】

2008年早稲田大学法学部卒業、2009年検事（～2023年）、2013年デューク大学ロースクール修了、2014年ニューヨーク大学ロースクール修了、2019年外務省領事局付兼監察官検事（～2021年）。役職員等の不正行為に対する調査や企業関連の刑事事件対応等の危機管理全般を取扱う。外務省出向時には、行政不服審査手続・訴訟、情報公開・個人情報開示請求等の各種行政手続のほか、内部通報や在外公館に対する監査等を担当し、行政手続、訴訟、コンプライアンスについても知識と経験を有する。医療事故をはじめとする医事法や廃棄物処理法等の環境法、外国公務員贈賄及び営業秘密に係る不正競争防止法等の特別刑法事犯の取扱い歴多数。英語案件や刑事弁護にも幅広く対応。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>
Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



販売期間

2026年1月31日（土）まで

※収録日：2025年11月6日（木）【約2時間】

視聴ページのログインIDを発行後、2週間ご視聴が可能です。
資料は、ログイン後に視聴ページからダウンロードしてご利用いただけます。
（資料の無断複製はご遠慮ください）

参加費

26,800円（消費税を含む）

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき24,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会

ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2033

FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書を FAX 又は郵送いただいてのお申し込みも承ります。請求書をお送りいたしますので、下記口座にお振込ください。クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。
ご入金確認次第、視聴用 URL とログイン ID、パスワードをメールでお送りいたします。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱 UFJ 銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281

みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱 UFJ 信託銀行 日本橋支店 1979947

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

コンプライアンス・危機管理のための
刑事手続の基礎知識

【アーカイブ】

◆参加申込書◆

年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を ☐ 受信する ☐ 受信しない 講師へのメールアドレス開示に ☐ 同意する ☐ 同意しない クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 ☐ クレジットカード利用 セミナーコード 138a (Law-k901138a)	会社名	TEL FAX E-Mail		
	所在地	〒		
	参加者ご氏名		部課名	
	"		"	
	"		"	
	"		"	
	書類送付先 (同上的場合記入不要)	ご担当者 TEL	部 課 名 FAX	

お申込の翌日には請求書を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。